

(6) 重点医療機関等設備整備事業

事業概要	重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。
補助事業者	重点医療機関及び感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関
基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備対象設備 (ア) 超音波画像診断装置 1 台当たり 11,000,000 円 (イ) 血液浄化装置 1 台当たり 6,600,000 円 (ウ) 気管支鏡 1 台当たり 5,500,000 円 (エ) C T 撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む) 1 台当たり 66,000,000 円 (オ) 生体情報モニタ 1 台当たり 1,100,000 円 (カ) 分娩監視装置 1 台当たり 2,200,000 円 (キ) 新生児モニタ 1 台当たり 1,100,000 円
補助対象経費	<p>重点医療機関等が対象設備を整備するための使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備対象設備 (ア) 超音波画像診断装置 (イ) 血液浄化装置 (ウ) 気管支鏡 (エ) C T 撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む) (オ) 生体情報モニタ (カ) 分娩監視装置 (キ) 新生児モニタ <p>※ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、整備対象設備については、基本的にリースでの整備とすること。</p>
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の

	収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。